

視点

幼少時代

井田 茂



大学教授という職業柄、朝はゆっくりの日が多い。自然と、長男を幼稚園に送るのは僕の仕事になった。

なかなかややこしい子で、入園式では泣きわめき、みんなと離れて僕は抱きかかえられていた。その後、一年が経ったが、依然として抱っこしていかないと頑として幼稚園に行かない。団体行動も苦手のようだ。幼稚園でちゃんとやれていないのではないかと心配になる。

不思議なもので、子どもができるのと、長く忘れていた僕自身の幼少時代の記憶が蘇ってくる。僕の母親も、孫をみて昔を思い出すようで、僕が小さかった頃のことをよく話すようになった。僕の長男は、次男が生まれる前後二年間、凄まじい赤ちゃんと、僕の母に「ふっ、そんな可愛いのじゃない。あんたは本当に

ひどかった」と言われた。

僕が二歳半のとき、妹が生まれた。母のおなかの中の妹に体当たりをしたことがあり、それを叱られると、その後、母の膝の上に甘えていくことは二度としなくなった。妹が生まれると、半年間ひきこもった。「風が怖い」と言って、外には一歩も出なくなった。母が買い物に行くときは、団地の部屋の窓辺に立って母が帰ってくるのをずっと待っていたそうだ。

幼稚園の頃、家出した。迷子ではなく自分の意志で家から飛び出した。材木置場に隠れていたのだが、パトカーが何度も通って、搜索されていることがわかり、これは大事になったと家に帰った。これはよく覚えていいる。幼稚園の頃は団体行動がまったくできず、行進のとき、みんなの後を一人離れて泣きながらつい

ていった記憶は鮮明に残っている。

もちろん、友だちの家に遊びに行くなんて大それたことは小学校に入るまでできなかった。

小学校には入ると、探偵小説やSFを貪り読み、空想の中で遊んでいた。そんな中、低学年で「死」の概念を知ってしまった。その恐怖を受け止め切れず、ノイローゼになった。現実世界と自分の間に膜がはり、自分の側には霧が立ちこめていた。膜の向こうで親たちがテレビを見てのんきに笑っているのをとても不思議に思った。どれくらいの間悩んだのか覚えていないが、自分なりの答えを見つけ何とかなノイローゼ状態から脱した。そのときの黒い霧がずっと晴れていく感じはよく覚えている。

こんな自分を親はさぞかし心配しただろう。とんでもない子どもだ。

ただ、親は無理にそれを矯正しようとはしなかった。変わった息子をそのままにしてくれた。団体行動ができず、空想の世界にこもり、死の概念に思い悩んだりしたことは、いつしか個性に転化し、太陽系や地球の創世とか地球外生命の存在などを論じる科学者としての現在の自分につながったことは間違いない。

こう書いてみると、さぞかし暗い幼少時代だったかのようだが、そうではない。こういった記憶とともに浮かんでくる情景は、団地の部屋に差し込む暖かな日差しだったり、柔らかな雨の中に紫陽花の葉に這うカタツムリの姿だったりする。親は干渉しなかったが、優しく見守ってくれたということなのだろう。

僕の長男はややこしく変わった子かもしれないが、僕の幼少の頃に比べたら、たいしたことはない。変だということとは他の人が持っている部分を持っていてと考えるなら、もつと変でもいいかもしれない。そんな息子を自分も優しく見守っていきたいと思う。自分の親がしてくれたように。(東京工業大学理学部地球惑星科学科教授)

○幼稚園教育要領が改訂・告示される

預かり保育の具体的な留意事項や

幼小の連携推進が盛り込まれる

平成21年
4月1日施行

三月二十八日、文部科学省は新しい幼稚園教育要領を告示しました。二月に行なわれたパブリックコメントを経て文言等の整理が行なわれ告示されたもので、今回の改訂では、①幼小の円滑な接続を図るた

め、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼小の連携を推進②幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を充実③預かり保育（幼稚園における教育課程終了後などに引き続き園児を預かること）の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示——などの内容が盛り込まれました。

平成二十年度が周知期間となり、平成二十一年四月一日から施行される予定です。新しい幼稚園教育要領は、十三頁十九ページに掲載いたしましたのでご覧ください。

●海外の幼児教育事情

幼児教育・保育に関する国際ネットワークの動向〔上〕

OECDにおける幼児教育・保育政策の議論

梅原 弘史 文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官

昨年十一月にベルギーで開催されたOECD（経済開発協力機構）の第二回ワークショップに文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官の梅原弘史氏が参加されました。その中のOECDにおける幼児教育の取り組みについてご執筆いただきましたので、二回にわたってご紹介いたします。

OECD（経済開発協力機構）

建を目指し創設された欧州経済協力機構を前身として、一九六〇年に発

足した先進諸国の経済協力機構（加盟国三十か国）であり、日本は一九六四年に加盟しています。

幼児教育・保育に関しては、OECDでは、一九九六年の教育大臣会

合における声明に盛り込まれたことを契機に、本格的な検討が行なわれ

ています。

一九九八年三月より、OECD教育委員会において十二か国（オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、イギリス、アメリカ）が参加し、それぞれの国の事情についての訪問調査や、政策の改善向上に資するために国別情報の収集・分析を行いました。その結果、二〇〇一年に最初の幼児教育・保育の比較報告書となる「Starting Strong(OECD,2001)」がとりまとめ

られました。

また、二〇〇一年十一月よりは、さらに八か国（オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、韓国、メキシコ）が参加し、重要政策課題に関するワークショップの開催などを通じ、二〇〇六年に第二次の比較報告書となる「Starting Strong II(OECD,2006)」がとりまとめられました。

現在では、これらの活動がひとまず完了したことにより、OECD教育政策委員会の委任により、ベルギーの政府機関が主催する国際ネットワーク「Starting Strong ネットワーク」が運営され、幼児教育・保育における課題について幅広く議論が行なわれています。二〇〇七年六月に第一回ワークショップが開催されており、二〇〇七年十一月の第二回ワークショップ及び二〇〇八年四月の第三回ワークショップには、日本からも識者と行政官が参加しました。

参加国である欧州諸国や韓国では、近年、幼児教育・保育を国家

戦略として位置づけ、大胆に施策の充実強化が図られています。

世界的にも経済社会の情勢や子どもを取り巻く環境がさまざまに変化する中、まさにOECDの場で幼児教育・保育の比較検討が行なわれてきた一九九〇年代後半以降においては、例えば、北欧のスウェーデンでは、一九九六年に首相の「今こそ就学前サービスを生涯学習の一環として教育システムへと統合し、世界をリードする教育国を目指すべきである」との方針を受け、三年間の無償制など就学前教育の制度が整備されています。

イギリスでも、一九九七年の労働党政権の誕生以来、教育重視を政権



▲国際ネットワーク第2回ワークショップの様子

のスローガンに、行政体制や法制度、カリキュラムなどを見直し、二年間の無償制の導入など大胆に就学前改革が進展しています。アジアでは、韓国でも二〇〇四年に五歳児の無償化を法定化し、所得の低い世帯などを優先しながら、段階的に実施されています。

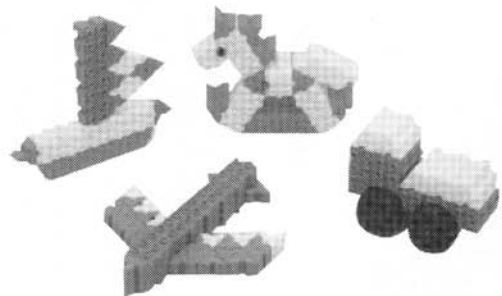
現在、OECDネットワークにおいては、特に欧米諸国が抱える社会的マイノリティーや貧困問題への対応、質の確保のための効果的な評価システムや幼小連携の在り方などの課題について議論が行なわれています。

日本でも、教育基本法の改正をはじめとして、近年、幼児教育・保育の分野での取り組みが進められています。移民問題や貧困・社会的格差、少子化、学力問題など、それぞれの国の抱える事情はさまざまですが、先進諸国がそれぞれの国の事情や経験を共有することはたいへん意義深いことであり、今後の日本の幼児教育・保育にとって、実りある場となることが期待されます。

(つづく)

モルファンブロック

HDF0510 ¥35,700税込 (¥34,000税別)
□サイズ: 収納ケース/幅48×奥行34×高さ35cm
□材質: ポリプロピレン
□内容: 6色7種・計600ピース入り/収納ケース付き
□上下・左右・斜めに自由につなげるブロック!



ジャクエツ
www.jakuetsu.co.jp
本社/0770-22-2200

手先の器用さ・創造力・
問題解決能力を開発します!

東京本社/03-3323-1188

平成二十年度事業計画案、収支予算案を議決

全日私幼連の理事会が三月五日、東京・私学会館で開催されました。

理事会構成員六十人中五十人が出席して、平成十九年度補正予算、平成二十年度事業計画案、収支予算案の審議を中心に行なわれました。

三浦貞子会長が挨拶の中で、子どもたちの幸せを第一に考えながらこの会議を進めて有意義なものとして欲しいと述べられました。

議事では、議長に、川島教孝（北海道）理事、田中辰実（石川県）理事を選出し、議事録署名名人に前田良一（奈良県）理事、岡林通俊（高知県）理事を指名して進められました。はじめに報告案件として、団体長会議の審議結果について会費の値下げを検討して欲しいとの意見が二県からあがったが、前年同額の会費

が審議可決されたことが関口次雄総務委員長から報告されました。続いて、審議案件として次の五件が審議

され、いずれも可決承認されました。①平成十九年度補正予算案の件 ②平成二十年度事業計画案の件 ③平成二十年度収支予算案の件 ④公益法人改革への対応の件 ⑤役員改選の件。

一号議案では、(財)私学研修福祉会からの予算の減額分を全日私幼連が補填する方が良いのではないかとの意見も出されましたが、(財)私学研修福祉会の補助金については、経費の申請後にその額が確定になることと、経費按分もあるので補填は現状困難な旨の報告があり理解されました。

二号議案については、活動の重点

方針として、①幼児教育の重要性を社会に訴えていくこと②幼児教育の将来の無償化を目指し、当面、公私

立間格差の段階的な解消を図ること③幼稚園教育要領の改訂に沿い、社会や子どもの変化に対応した教育を進めること④教員免許更新制に対応した教員研修体制の整備を図ること



⑤学校評価を円滑に推進し、地域および保護者の信頼に応えること——が示され、これに伴い各委員会で行なわれる新規事業を中心に説明がありました。

理事からは、小規模化や市町村の就園奨励費の問題や認定こども園に関して質問がありました。それぞれ担当の委員会が今後さらに情報収集に努め、会員に発信していくことが確認されました。

三号議案では、厳しい財政事情の中でも、事業計画が効果的に遂行されるよう最大限の努力をして予算が組まれたことが説明されました。

四号議案では、専門委員会を設けて検討を早急に進めることが決定され、付随して発生する経費については予備費をもって充てることも確認されました。

五号議案の会長及び副会長の選任については、全理事より選出についての意見が述べられた後、出席した全員の理事による会長候補者の無記名投票が行われました。この投票結果については、各ブロックより一

名ずつ選出された理事会小委員会（候補者選考委員会）で後日開票及び検討を行なうことを確認しました。

最後に細谷昇監事から熱心に議論をいただいたことに感謝するとともに、特に役員改選については、出席

者全員から意見をいただいたことは大変意義があったこと、多難な時代の中、力強いリーダーが選ばれることを祈念する旨の所見が述べられ開

会となりました。

（調査広報委員・榎本義法）

文部科学省人事異動

4月1日

四月一日、文部科学省は人事異動を発令しました。

（初等中等教育局財務課公立共済係長）が就任されました。

幼児教育課関係では、今井裕一
幼保連携推進専門官が初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐に就任され、後任の幼保連携推進専門官には、森昭一郎氏（国立大学法人横浜国立大学総務部学術・国際課長）が就任。また、横松伸二子育て支援指導官が埼玉県教育委員会総務課主幹に就任され、後任の子育て支援指導官には、山下文一氏（高知県教育委員会生涯学習課チーフ）が就任。さらに松下大海振興係長が初等中等教育局財務課定数企画係長に就任され、後任の振興係長には、門脇幸見氏

高等教育局私学部関係では、芦立訓私学助成課長がスポーツ・青少年局競技スポーツ課長に就任され、後任の私学助成課長には、白間竜一郎氏（大臣官房付）が就任されました。また、吉田潔私学助成課課長補佐が大臣官房会計課第三予算班主査に就任され、後任の私学助成課課長補佐には、片田晋氏（大臣官房会計課専門官）が就任。さらに、小野寺徹助成第四係長が助成第三係長に就任され、後任の第四係長には、島田智康氏（私学助成課調査係長）が就任されました。

団体会長会開催される

三月五日、東京・私学会館において団体会長会が開催され、三十四人が出席しました。

○審議事項・平成二十年度全日私幼連予算案にかかる会費について／関口次雄総務委員長から資料をもとに、平成二十年度全日私幼連予算案

にかかるとの会費について説明・提案があり、提案どおり平成二十年度の「会員の会費」は、「園割会費（一園六千円）＋園児割会費（園児七十円）×前年度五月一日現在の文部科学省学校基本調査による園児数」及び「特別会費（一園六千円）」とすることが賛成多数で議決されました。（総務委員長・関口次雄）

全日私幼連 平成二十年度事業計画案

前文

競争や格差の拡大が指摘されるような時代の中にあつて、改めて教育の役割、とりわけ幼児期における教育の役割に注目が集まっています。

どのような時代にあつても、子どもたちが、公平に、確かな人生のスタートをきれる社会をつくっていくことは、政治の課題であり、大人の責任でもあります。希望するすべての子どもに対し、幼児期から良質な教育を受ける機会が保障されていることは、そのための条件として欠かせないものと考えます。

先に行なわれた教育基本法や学校教育法の改正において、幼児期における教育の重要性と子どもが出会う初めての学校としての幼稚園の位置づけが明確にされ、政府の「経済財政改革の基本方針二〇〇七」においては、幼児教育の将来の無償化に向けて検討を進めるとともに、当面、保護者負担の軽減に取り組んでいくことが明記されました。

このように幼児教育に対し大きな期待が寄せられる一方で、園児の減少が引き続いていること、国および地方公共団体が厳しい歳出抑制方針をとっていること、子育ての支援などの新たなニーズにこたえていかなければならないこと等により、多くの私立幼稚園の経営はきわめて厳しい状況のもとにおかれています。

私たちは、当面する厳しい現実はいくらに認めながらも、幼児教育を重視していこうとする時代の流れをしっかりと受け止め、地域における幼児教育施設の中核的存在として、社会の要請に応えていかなければなりません。

このため、本連合会としては、
・幼児教育の重要性を社会に訴えていくこと

・幼児教育の将来の無償化を目指し、当面、公私立間格差の段階的な解消を図ること

・幼稚園教育要領の改訂に沿い、社会や子どもの変化に対応した教育を進めること

・教員免許更新制に対応した教員研修体制の整備を図ること

・学校評価を円滑に推進し、地域および保護者の信頼に応えること
を本年度の活動の重点としたいと考えています。

会務の運営にあたっては、広く会員のご意見をいただき開かれた運営に努めるとともに、公益法人制度改革の動向にも注意を払いつつ、財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構との連携を強化していくことが必要であると考えています。

なお、平成二十年度における本連合会各委員会の具体的な活動内容は、以下に記すとおりです。

●総務委員会

【具体的活動内容】

- 1、会務の総括に関する事項
- 2、予算・決算および会計その他財務全般に関する事項
- 3、組織の機能強化に関する事項
- 4、各種会議に関する事項
- 5、会費、会則等に関する事項
- 6、各種公文書に関する事項
- 7、JK保険の加入促進
- 8、PTAしんぶん友の会の加入促進
- 9、表彰に関する事項
- 10、事務局に関する事項
- 11、全日私幼連要覧の作成・発行

- 12、災害積立基金に関する事項
- 13、財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構との連携、調整等に関する事項
- 14、公益法人制度改革に関する事項
- 15、他の委員会の所管に属さない事項

●政策委員会

【具体的活動内容】

- 1、私立幼稚園の振興に関する事項
- (1)公費助成・補助に関する事項
- (2)地方自治体における諸政策の推進支援に関する事項
- (3)少子社会対策における諸政策に関する事項
- (4)関係省庁との協議・連絡に関する事項
- (5)幼児教育議員連盟等との協議に関する事項

地球温暖化対策でCO₂排出毎年一%減を

三月二十八日、政府は京都議定書目標達成計画の改定を閣議決定しました。

昨年十月に全私学連合（代表・安西祐一郎慶応義塾長）がまとめた環境自主行動計画による私立学校における計画内容及びCO₂排

出量削減見込みを含めた改定で、私学団体のCO₂削減量を、平成十九年度を基点として、同二十年度から二十四年度の間、毎年度、前年度比でマイナス一%になるよう削減のための努力をするという内容です。

加盟園の皆様には、CO₂削減及び地球温暖化対策に向けたさまざまな取り組みにあたっていただき、ますようお願いいたします。今後、全私学連合と文部科学省は連携して、私立学校における取り組みの事例等をまとめ皆様にお知らせしていく予定です。関連の資料は二十一～二十四ページに掲載しました。

- 2、関係団体、組織に関する事項
- (1)全私学連合における諸活動に関する事項
- (2)全日本私立幼稚園PTA連合会に関する事項
- (3)財界団体との政策協議に関する事項
- 3、事業ならびに活動に関する事項

- (1) 政府予算獲得運動に関する事項
- (2) 都道府県政策担当者会議の企画・実施
- (3) 国における審議会等各種委員会の情報収集等に関する事項
- (4) 設置者・園長全国研修大会分科会の運営に関する事項

【当期重点課題】

- (1) 幼児教育の無償化に関する政策課題への対応
- (2) 中央教育審議会の動向に関する事項
- (3) 「幼児教育振興アクションプログラム」に関する事項
- (4) 「認定こども園」に関する事項
- (5) 「次世代育成支援対策推進法」に関する事項

●教育研究委員会

【具体的活動内容】

教育研究委員会の事業は、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・研究研修委員会において実施している。なお、同財団が平成二十年度において予定している主な事業は次のとおりである。

- 1、幼児教育にかかわる者の資質向上に関する事業

- (1) 幼稚園教育要領説明会の検討・実施
- (2) 幼稚園における「学校評価ガイドライン」の検討
- (3) 教員免許更新新制度の導入に伴う、免許状更新講習等についての企画・検討
- (4) 全国研究研修担当者会議の実施
- (5) 地区教育研修大会の実施
- (6) 各都道府県団体における研修リーダー養成のための研修事業の検討
- (7) 地方の教育研修体制のサポート
- (8) 「研修ハンドブック」の作成・頒布
- (9) 幼児教育実践者表彰の審査基準の作成・検討

●経営研究委員会

【具体的活動内容】

- 1、第二十四回設置者・園長全国研修大会の企画実施
- 2、私立幼稚園の経営実態調査の実施と報告書作成
- 3、地方における公益法人制度改革に関する課題についての検討および対応

- 4、経営に関する緊急な課題についての対応

●広報委員会

【具体的活動内容】

広報委員会の事業は、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・調査広報委員会において実施している。なお、同財団が平成二十年度において予定している主な事業は次のとおりである。なお、振興活動にかかる広報活動については、全日私幼連委員会では実施していく。(全日私幼連のホームページを活用した広報活動および私幼時報の一部の事業は、全日私幼連の事業として実施する。)

●一〇二条園対策委員会

【具体的活動内容】

- 1、一〇二条園振興助成対策と恒久的補助策の推進
- 2、「認定こども園」への対応について
- 3、幼児教育の無償化の検討について
- 4、保育制度改革への対応について
- 5、各地区会、各都道府県団体との情報交換と補助のあり方について
- 6、一〇二条園特有問題に関する研修と税との諸問題の研究について
- 7、地区会別研修会の企画・実施
- 8、その他、一〇二条園に関する事項

全日本私立幼稚園連合会 平成20年度・一般会計収支予算書(案)

平成20年4月1日～平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	平成20年度予算額 A	平成19年度第一次補正予算額 B	増△減 (A-B)	備 考
I 事業活動収支の部				
① 事業活動収入の部				
1 基本財産運用収入	50,000	50,000	0	
基本財産運用収入	50,000	50,000	0	基本積立金・大河内・由田利息
2 特定資産運用収入	350,000	350,000	0	
特定資産運用収入	350,000	350,000	0	国際交流・財政運用・退職金利息
3 受取会費収入	136,602,840	136,602,840	0	
一般会費	136,602,840	136,602,840	0	
4 事業収入	11,800,000	13,210,920	△ 1,410,920	
設置者・園長研修会	7,500,000	8,840,000	△ 1,340,000	研修会参加費
保険事務手数料	4,300,000	4,370,920	△ 70,920	
5 受取補助金等収入	8,000,000	8,000,000	0	
団体研究助成金	8,000,000	8,000,000	0	研修福祉会より
6 受取寄付金収入	6,300,000	6,300,000	0	
寄付金収入	6,300,000	6,300,000	0	J K 保険広告料
7 受取雑収入	520,000	520,000	0	
受取利息	20,000	20,000	0	
その他	500,000	500,000	0	
8 他会計からの繰入収入	0	0	0	
9 財政運用積立金取崩収入	13,000,000	13,000,000	0	
10 退職給付積立金取崩収入	500,000	500,000	0	
事業活動収入計	177,122,840	178,533,760	△ 1,410,920	
② 事業活動支出の部				
1 事業費支出	105,800,000	107,400,000	△ 1,600,000	
総務費	64,200,000	63,800,000	400,000	
総務会	6,500,000	6,500,000	0	会議費・旅費
理事會	7,500,000	7,500,000	0	会議費・旅費
常任理事會	5,500,000	5,500,000	0	会議費・旅費
団体長會	2,500,000	2,500,000	0	会議費・旅費
監事會	750,000	750,000	0	会議費・旅費
総務委員會	2,300,000	2,800,000	△ 500,000	会議費・旅費
協議會	6,000,000	5,000,000	1,000,000	会議費・旅費
全私連	1,300,000	1,500,000	△ 200,000	分担金・全私学連合
O M E P	100,000	100,000	0	分担金
全審連	250,000	250,000	0	分担金・全国私立学校審議会連合会
表彰事業	3,500,000	3,500,000	0	勤続表彰・幼児教育実践者表彰
出張費	2,000,000	2,000,000	0	旅費等
渉外費	500,000	500,000	0	
要覧事業	5,200,000	5,200,000	0	印刷費・発送費
地区活動事業	16,000,000	16,000,000	0	
奨励事業	4,300,000	4,200,000	100,000	各都道府県に対する奨励金
政策関係事業	5,800,000	7,300,000	△ 1,500,000	
政策委員會	2,300,000	2,300,000	0	会議費・旅費
地方自治体対策協議會	0	5,000,000	△ 5,000,000	協議会会場費等
都道府県政策担当者會議	3,500,000	0	3,500,000	
教育研究関係事業	100,000	100,000	0	
教育研究委員會	100,000	100,000	0	
経営研究関係事業	15,800,000	15,800,000	0	
経営研究委員會	2,800,000	2,300,000	500,000	会議費・旅費
設置者・園長研修會	9,500,000	10,000,000	△ 500,000	会場費等
経営実態調査	3,500,000	3,500,000	0	調査費・印刷費
広報関係事業	1,100,000	1,100,000	0	
広報委員會	100,000	100,000	0	会議費・旅費
会報等発行事業	500,000	500,000	0	
インターネット事業	500,000	500,000	0	
102 系園関係事業	2,300,000	2,800,000	△ 500,000	
102系園対策委員會	1,300,000	1,800,000	△ 500,000	会議費・旅費
都道府県代表者會議	1,000,000	1,000,000	0	会議費・旅費
団体教育研究関係事業	16,500,000	16,500,000	0	
地区別教育研究會	8,000,000	8,000,000	0	財団へ繰入れ
全日私幼連負担分	8,500,000	8,500,000	0	財団へ繰入れ8,000,000・記念品代
2 管理費支出	60,250,000	60,250,000	0	
給料	40,500,000	40,500,000	0	
退職金	500,000	500,000	0	
福利厚生費	5,500,000	5,500,000	0	
事務所費	2,000,000	2,000,000	0	共益費・水道光熱費等
印刷費	400,000	400,000	0	
消耗品費	2,000,000	2,000,000	0	
賃借料	2,300,000	2,300,000	0	P C / W P 等リース代
通信費	2,500,000	2,500,000	0	各種通信費・発送費
交通費	500,000	500,000	0	都内交通費
租税公課費	1,500,000	1,500,000	0	事業税・消費税等
支払手数料	150,000	150,000	0	振込手数料
備品費	300,000	300,000	0	
顧問料	1,600,000	1,600,000	0	弁護士・会計士
雑費	500,000	500,000	0	
3 他会計への繰出支出	10,000,000	10,000,000	0	
特別会計へ繰出支出	10,000,000	10,000,000	0	
4 特定預金支出	100,000	100,000	0	
財政運用積立金	0	0	0	
退職給付引当繰入	100,000	100,000	0	
事業活動支出計	176,150,000	177,750,000	△ 1,600,000	
事業活動収支差額	972,840	783,760	189,080	
II 予備費支出	972,840	783,760	189,080	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	15,000,000	15,000,000	0	
次期繰越収支差額	15,000,000	15,000,000	0	

●臨時理事会、評議員会開かれる

平成二十年度事業計画・収支予算を議決

★3・5 第五回評議員会

三月五日、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の第五回評議員会が東京・私学会館で開催され、三十一人(うち委任状出席八人)の評議員が出席しました。

三浦貞子(財)全日私幼研究機構理事長のあいさつの後、議長に関口次雄評議員、議事録署名人に宮下ちづ子評議員、西谷正文評議員を選出し議事に入りました。

○審議案件

一、平成十九年度補正予算の件/本件について審議が行なわれ、原案を了承しました。

二、文部科学省・平成二十年度免許状更新講習プログラム開発委託事業への申請書提出の件/本件について審議が行なわれ、原案を了承しました。

三、平成二十年度事業計画の件/本件について審議が行なわれ、原案を了承しました。

四、平成二十年度収支予算の件/本件について審議が行なわれ、原案を了承しました。

○報告案件

一、研究研修委員会の活動状況について/「研修ハンドブック」の作成等、委員会活動状況について説明・報告が行なわれました。

二、調査広報委員会の活動状況について/平成十九年度PTAしんぶん友の会会員の現況等、調査広報委員会活動状況について説明・報告が行なわれました。

○その他

一、今後の理事会運営について/本財団の運営を円滑にするため、①事業計画および収支予算に関する事項

事項③基本財産に関する事項については、理事長が原案を作成↓評議員

★3・5 第六回臨時理事会

三月五日、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の第六回臨時理事会が東京・私学会館で開催され、十八人(うち委任状出席四人)の理事が出席しました。

三浦貞子(財)全日私幼研究機構理事長のあいさつの後、議事録署名人に長谷川大理事、香川敬理事を選出しました。

続いて、富永栄一専務理事から「先の評議員会では、平成十九年度補正予算、平成二十年度事業計画および収支予算の件について、特段の異議なく原案が了承された」との報告があり、議事に入りました。

○審議案件

会で理事長案に対する意見を聴く↓評議員会の意見を踏まえた上で理事会で議決、という手順で会務運営を進めていくことが確認されました。

(財)全日私幼研究機構専務理事・富永栄一)

一、平成十九年度補正予算の件/本件について審議が行なわれ、原案を議決しました。

二、平成二十年度事業計画の件/本件について審議が行なわれ、原案を議決しました。

三、平成二十年収支予算の件/本件について審議が行なわれ、原案を議決しました。

(財)全日私幼研究機構専務理事・富永栄一)

(財)全日私幼研究機構
平成二十年度 **事業計画**

1、幼児教育にかかわる者の資質向上に関する事業

(1)幼稚園教育要領説明会の検討・実

施／平成二十一年度から移行措置に入る幼稚園教育要領のための説明会について検討し、実施する。

(2)幼稚園における「学校評価ガイドライン」の検討／平成二十一年四月からの実施が見込まれる学校評価のための（仮称）「学校評価ハンドブック」の作成について検討を行う。

(3)教員免許更新制の導入に伴う、免許状更新講習等についての企画・検討／文部科学省「平成二十年度免許状更新講習プログラム開発委託事業」の受託、（仮称）「免許更新見なし事業」の実施を検討する。

(4)全国研究研修担当者会議の実施／各都道府県における教育研究担当者のための研修会を実施する。

(5)地区教育研修大会の実施／各地区において、地区教育研修大会を実施する。全国十一地区、延べ一万人の参加者を予定。

(6)各都道府県団体における研修リーダー養成のための研修事業の検討／各都道府県におけるベテラン・中堅教員を研修リーダーとして養成するための研修について検討を

行う。

(7)地方の教育研修体制のサポート／各地域で行われる教育研修体制のサポートを行う。

(8)「研修ハンドブック」の作成・頒布／幼稚園における学校評価に伴い、各教員の研修履歴等が残せるよう「研修ハンドブック」の作成・頒布を行う。

(9)幼児教育実践者表彰の審査基準の作成・検討／幼児教育実践者表彰の審査基準を作成し、検討を行う。

2、幼児教育に関する調査研究
(1)乳幼児期の子育ち環境のあり方の研究／乳幼児も含めた小学校入学前の子どもへの育ちにとって、本当に必要な環境とは何かについて研究を行う。

(2)幼児教育実践事例研究／全日本私立幼稚園連合会において長年にわたって取り組んできた幼児教育の実践研究なども参考に、本研究機構研究研修委員会が指定した研究などを中心とした教育内容・方法について事例をもとに研究を行う。

(3)五歳児が幼稚園にいることの意味

を考える／「五歳児が最年長であるがゆえに育つこと」を実践研究するにあたっての仮説をたてて検討を行う。

3、家庭・地域における教育力の向上支援事業（第二期）（家庭・地域の教育力向上キャンペーン）の企画・実施

(1)広報啓発活動／本財団発行の保護者向け広報紙（PTAしんぶん）発行部数約二十九万部、ホームページ等において、家庭や地域における教育力の再生・向上に資する情報の発信を行う。また、キャンペーン期間中は、全国の私立幼稚園等においても家庭・地域における教育力の向上支援事業の充実について事業展開するよう協力を呼びかける。

(2)子育ての支援フォーラムの開催／家庭や地域の教育力を取り戻すためには、どのような取り組みが必要かをテーマに、全国の私立幼稚園および私立幼稚園団体等の全面的な協力の下、学識経験者等をゲストに迎え子育ての支援フォーラムを開催する。「子育ては楽しいもの」「子どもを大切に育てよ

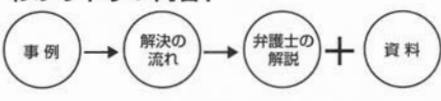
園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

こんなときどうする？

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるための危機管理ブック

弁護士解説付き

わかりやすい内容！



園の安全を考える！

こんなときどうする？
園生活編

こんなときどうする？
労務編

資料CD-ROM付 (for Windows)

セット定価：13,650円（本体13,000円）ケース入り 16-11223
セット内容：〈園生活編〉B5判 328ページ / 〈労務編〉B5判 92ページ
〈資料CD-ROM〉for Windows

◎お申し込みは貴園にお伺いしています小社特約代理店
もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで

学研

う」「幼児期の教育は大切」「家庭や地域のことを考え直そう」等の観点から、学識経験者の意見を交えながら議論を深める。

なお、子育ての支援フォーラムの内容については、本財団発行の保護者向け広報紙（「PTAしんぶん」発行部数約二十九万部）、ホームページ等を活用して広く紹介していく▽開催予定時期・平成二十年九月十一日（木）〔予定〕▽開催予定地域・東京▽募集予定人数・二百人▽募集対象・幼児期の子どものいる保護者および子育てに関心のある方等

4、幼児教育の発展ならびに家庭・地域における教育力の向上に関する広報活動
 (1) PTAしんぶんの発行／全日本私立幼稚園連合会が、子どものしあわせを願う親と先生のひろばとして発行してきた全日私幼連PTAしんぶんを引き継ぎ発行する。年十一回、二十九万部（一回あたり）発行予定。
 (2) PTAしんぶん友の会の加入促進／PTAしんぶん友の会の加入促進に努める。

(3) 私幼時報の発行／全日本私立幼稚園連合会が、全国の私立幼稚園設置者・園長を対象に発行してきた私幼時報については、本機構と全日本私立幼稚園連合会との共通の機関誌と位置づけ共同で発行を行っていく。年十二回、九千部（一回あたり）発行予定。

(4) ホームページを活用した広報活動／ホームページを活用して、幼児教育に携わる者、子育て中の保護者などに向けて、子育ての大切さや尊さを訴えていくとともに、幼児教育にかかわる必要な情報などを提供する。

(5) 携帯ウェブサイトを活用した広報活動／幼児教育に携わろうとする者、子育て中の保護者などに向けて、子育ての大切さや尊さを訴えていくとともに、幼児教育にかかわる必要な情報などを提供するために、若い保護者や学生向けの携帯ウェブサイトを運営する。

5、「(仮称)全日本絵本大賞」の創設の検討
 幼児教育の発展に寄与した絵本を選定し表彰する「(仮称)全日本絵本大賞」の創設についての検討を行う。

6、「(仮称)子育て意識調査」の検討
 保護者の子育て意識について、全国的な調査を実施することについての検討を行う。

7、幼児教育における国際交流等に関する事業
 (1) 海外における小学校入学前の子どもの教育事情調査／我が国における幼児教育の充実発展に寄与するため、文部科学省等の協力を得て海外における小学校入学前の子どもの教育事情について調査し、その紹介を行う。

8、その他前項の目的を達成するために必要な事業

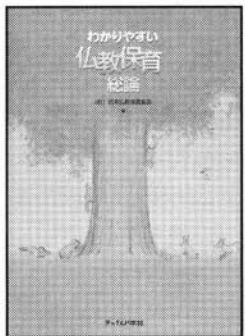
PTAしんぶん
 申込始まっています

PTAしんぶんを希望される幼稚園は、各都道府県私立幼稚園団体へお申し込みください。

(財)全日私幼研究機構・調査広報委員会

新刊

わかりやすい 仏教保育総論



- (社)日本仏教保育協会 編
- 定価 1,890円
(本体1,800円+税5%)
- B5判 160頁

日本仏教保育協会の編集による仏教保育の新しいテキスト。仏教保育の基本理念や仏教行事・教材の解説、保育者のこころがまえまで、幼稚園・保育園で必要となる知識や技術をコンパクトにまとめました。日常の保育に関するQ&Aも収録。仏教園に、必携の1冊です。

発行・発売 **チャイルド本社**

(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
平成20年度・収支予算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：円)

科 目	平成20年度予算額	平成19年度補正後予算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
① 事業活動収入の部				
1 基本財産運用収入	1,247,022	1,297,022	△ 50,000	
基本財産運用収入	1,247,022	1,247,022	0	
運用財産運用収入	0	50,000	△ 50,000	
2 会 費 収 入	68,500,000	68,539,780	△ 39,780	
正 会 員 会 費	0	0	0	
賛 助 会 員 会 費	500,000	500,000	0	
友 の 会 会 員 会 費	68,000,000	68,039,780	△ 39,780	友の会会費1人250円
3 事 業 収 入	4,800,000	3,396,000	1,404,000	
研修システム調査研修会	0	1,560,000	△ 1,560,000	研修会参加費
全国研究研修担当者会議	1,800,000	1,836,000	△ 36,000	研修会参加費
教員免許更新モデル事業	3,000,000	0	3,000,000	文部科学省より受託事業
4 補 助 金 収 入	59,000,000	59,000,000	0	
日宝協助成金等	43,000,000	43,000,000	0	
私学研修福祉会助成金	8,000,000	8,000,000	0	地区別研修会助成
全日私幼連助成金	8,000,000	8,000,000	0	地区別研修会助成
5 寄 付 金 収 入	100,000	500,000	△ 400,000	
寄 付 金 収 入	100,000	500,000	△ 400,000	
6 雑 収 入	3,550,000	4,510,000	△ 960,000	
受 取 利 息	50,000	10,000	40,000	
そ の 他	3,500,000	4,500,000	△ 1,000,000	広告料・印税等
事業活動収入計	137,197,022	137,242,802	△ 45,780	
② 事業活動支出の部				
1 事 業 費	111,600,000	111,842,802	△ 242,802	
総 務 費	6,300,000	6,000,000	300,000	
理 事 会 費	2,300,000	2,300,000	0	
評 議 員 会 費	3,000,000	3,000,000	0	
監 事 会 費	500,000	200,000	300,000	
諸 会 議 費	500,000	500,000	0	
研 究 研 修 費	35,300,000	33,705,000	1,595,000	
研究研修委員会	5,000,000	5,000,000	0	
地区別研修会助成	16,000,000	16,000,000	0	
全国研究研修担当者会議	4,300,000	4,300,000	0	
都道府県研修会助成事業	2,500,000	0	2,500,000	幼稚園教育要領改訂説明講習会派遣費用
研修システム調査研究事業	3,000,000	6,855,000	△ 3,855,000	免許更新システム講習会派遣費用
自己評価研修会等助成	0	1,550,000	△ 1,550,000	
教員免許更新モデル事業	3,000,000	0	3,000,000	文部科学省より受託事業
学校評価ガイドライン研究事業	1,500,000	0	1,500,000	
調 査 広 報 費	70,000,000	72,137,802	△ 2,137,802	
調 査 広 報 委 員 会 費	3,000,000	3,000,000	0	
広 報 費	63,000,000	63,800,000	△ 800,000	
家庭教育力向上事業	3,000,000	4,337,802	△ 1,337,802	フォーラム開催
紀 要 費	1,000,000	1,000,000	0	
2 管 理 費	25,100,000	25,100,000	0	
人件費・福利厚生費	23,800,000	23,800,000	0	
事 務 費	1,300,000	1,300,000	0	
事業活動支出計	136,700,000	136,942,802	△ 242,802	
事業活動収支差額	497,022	300,000	197,022	
II 投資活動収支の部				
① 投資活動収入の部				
投資活動収入計	0	0	0	
② 投資活動支出の部				
1 特 定 資 産 繰 入 支 出	300,000	300,000	0	
退職給与預金支出	300,000	300,000	0	
有価証券購入支出	0	0	0	
投資活動支出計	300,000	300,000	0	
投資活動収支差額	△ 300,000	△ 300,000	0	
III 予備費支出	197,022	0	197,022	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	81,294,650	81,294,650	0	
次期繰越収支差額	81,294,650	81,294,650	0	

●資料：幼稚園教育要領

学校教育法施行規則(抄)

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号
一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省令第五号

第三章 幼稚園

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。
第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

○文部科学省告示第二十六号
学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三十八条の規定に基づき、幼稚園教育要領(平成十年文部省告示第七十四号)の全部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。
平成二十年三月二十八日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

第1章 総 則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することに必要十分な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期におさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第二章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的・環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならぬ。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの

とする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特徴を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならないこと。

3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達程度や季節などに適切に配慮すること。

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること。内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排便などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見

通しをもって行動する。

- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての考えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達を促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

人間関係

他人の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかわり合う力を養う。

1 ねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かわわりを深め、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。

(2) 自分で考え、自分で行動する。

- (3) 自分でできることは自分でする。
- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもち、

(5) 友達と積極的にかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。

(6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。

(7) 友達よさに気付く、一緒に活動する楽しさを味わう。

(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだし、工夫したり、協力したりなどとする。

(9) よいことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する。

(10) 友達とかわわりを深め、思いやりをもつ。

(11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付く、守ろうとする。

(12) 共同の遊具や用具を大切に、みんなで使用。

(13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかわり合う基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

(2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児はその中で互いに必要な存在であること認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかわり合う育てていくようにすること。特に、集団の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。

(3) 幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

(4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付く、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物

に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、慈愛やつまずきをも体験し、それら乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

- (5) 集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
- (6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人とのかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

環境

「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。」

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもち、
つ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもち、
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などにより身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもち、接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 身近な物を大切にする。
- (7) 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもち、

- (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもち、

- (10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもち、

- (11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。

- (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とかかわりを深めることができるよう工夫すること。

- (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探求心などが養われるようにすること。

- (4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

言葉

「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。」

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1) 先生や友達の話に興味や関心をもち、親しみをもち、聞いていたり、話したりする。

- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しきをもって日常のあいさつをする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさや味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさや味わう。

3 内容の取扱い

- 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
- (1) 言葉は、身近な人に親しきをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通じて次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかわるることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
 - (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通じて次第に話を理解するようにになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
 - (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによつて、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
 - (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使っていることや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようになること。

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさや味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単な楽器を使ったたりなどする楽しさや味わう。
- (7) かいたたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさや味わう。

3 内容の取扱い

- 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現を通して養われるようにすること。
 - (2) 幼児の自己表現は様々な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
 - (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しむ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、道具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等 を行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわるによりよりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に合った柔軟な指導を行わなければならない。

1 一般的な留意事項

(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。

ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつづつに必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で徐々に変化することであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々な

経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、認定こども園（就学前の子ども）に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。

(4) 幼児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。

(5) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにはわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

(6) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

(7) 幼児の主體的な活動を促すためには、教師が多様なかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。

(8) 幼児の生活は、家庭を基礎として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通して、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な

思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。
- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の求態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。
- (4) 行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。
- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々

な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。

- (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンサーとしての役割を果たすよう努めること。

◎文部科学省・免許状更新講習プログラム開発委託事業の委託先決まる

(財)全日私幼研究機構が委託事業に採択される
免許状更新講習のプログラム開発と試行事業を実施

文部科学省は、平成21年度からの教員免許更新制を円滑に行なうため、免許状更新講習のモデル的なプログラム開発や試行を行なう事業を実施します。教員免許更新制導入に伴う、諸課題の解決方法等の成果を、免許状更新講習の開設に向けて取り組む全国の大学や法人（101カ所）に普及しようとするものです。本委託事業には財全日私幼研究機構も採択され、試行事業に取り組みます。

都道府県	学校名	都道府県	学校名	
北海道	北海道大学	新潟県	上越教育大学	
	北海道教育大学	富山県	富山大学	
青森県	弘前大学		金沢大学	
岩手県	岩手大学	石川県	金沢美術工芸大学	
宮城県	宮城教育大学		小松短期大学	
秋田県	秋田大学	福井県	福井大学	
山形県	山形大学	山梨県	山梨大学	
福島県	福島大学		都留文科大	
茨城県	茨城大学	長野県	信州大学	
	筑波大学	岐阜県	岐阜大学	
	筑波技術大学		岐阜女子大学	
栃木県	宇都宮大学	静岡県	静岡大学	
群馬県	群馬大学		常葉学園大学	
	共愛学園前橋国際大学	愛知県	愛知教育大学	
埼玉県	埼玉大学		愛知大学	
	文教大学	三重県	三重大学	
千葉県	千葉大学	滋賀県	滋賀大学	
	東邦大学	京都府	京都教育大学	
	聖徳大学		京都大学	
	千葉敬愛短期大学		佛教大学	
お茶の水女子大学	京都ノートルダム女子大学			
東京都	東京学芸大学	大阪府	四天王寺国際仏教大学	
	國學院大學	兵庫県	兵庫教育大学	
	日本女子大学		武庫川女子大学	
	杉野服飾大学		甲南大学	
	武蔵野美術大学		神戸国際大学	
	桜美林大学		関西国際大学	
	中央大学		芦屋大学	
	玉川大学	奈良県	奈良教育大学	
	白梅学園大学	和歌山県	和歌山大学	
	昭和女子大学	鳥取県	鳥取大学	
	東京農業大学	島根県	島根大学	
	武蔵大学	岡山県	岡山大学	
	東京女子医科大学	広島県	広島大学	
	日本教育大学院大学		広島文教女子大学	
	早稲田大学	山口県	山口大学	
	淑徳幼児教育専門学校	徳島県	鳴門教育大学	
	東京教育専門学校	香川県	香川大学	
	国立青少年教育振興機構	愛媛県	愛媛大学	
	国立科学博物館	高知県	高知大学	
	日本芸術文化振興会	福岡県	福岡教育大学	
	私立大学通信教育協会		福岡県立大学	
	日本私学教育研究所	佐賀県	佐賀大学	
	大学セミナーハウス	長崎県	長崎大学	
	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構	熊本県	熊本大学	
	学術・文化・産業ネットワーク多摩	大分県	大分大学	
	神奈川県	横浜国立大学	鹿児島県	鹿児島大学
		女子美術大学	沖縄県	琉球大学
		相模女子大学		沖縄県立芸術大学
		神奈川大学		合計 101カ所
		洗足学園音楽大学		

京都議定書目標達成計画及び自主行動計画策定に関する経緯

◆平成9年12月

気候変動枠組条約第3回締約国会議において、京都議定書を採択。

CO₂など6種類の温室効果ガスの排出量について、平成20年度から平成24年度までの第1約束期間中に、先進国全体で平成2年(基準年)比で少なくとも5%削減することを目的として、各国に法的拘束力のある数値約束(※)を設定。

※ 日本△6%、米国(未批准)△7%、EU△8%等。

◆平成17年4月

地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書に定められた目標を達成するため、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定。

エネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策として、自主行動計画既策定業種について、その着実な実施を求めるとともに、私立学校等の未策定業種についても、自主行動計画を策定することが求められた。

○平成19年6月27日

「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合」

◇全私学連合を代表して白井早稲田大学総長御出席。下記を発言。

・8月上旬に団体としての自主行動計画の策定の方針を決定。

・20年3月頃までに自主行動計画を策定。

(審議会小委員会委員から、3月では遅すぎる旨発言あり。)

○平成19年8月7日

全私学連合「環境自主行動計画策定の方針」を策定。

◆平成19年10月2日

「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」を地球温暖化対策推進本部(本部長:福田内閣総理大臣)が決定。

平成17年度の日本の温室効果ガス排出量が、基準年比7.8%増であることを踏まえ、「対策の進捗状況は極めて厳しい状況にある」として、未策定業種の自主行動計画策定を始め、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期すこととされた。

○平成19年10月23日

「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
合同会合」

◇全私学連合を代表して白井早稲田大学総長御出席。下記を発言。

・10月31日までに環境自主行動計画を策定。

○平成19年10月31日

全私学連合「環境自主行動計画」を策定。

○平成19年11月20日～12月18日

全私学連合 CO2排出量等調査。CO2排出削減見込み量を推計。

○平成20年3月7日

「中央教育審議会大学分科会制度・教育部会」

◇全私学連合 環境自主行動計画及びCO2排出削減見込み量を報告。

(文部科学省が報告)。当該報告をもって、政府としてのオーソライズ作業完了。

○平成20年3月17日

「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画評価・検証制度小委
員会、中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会合
同会議」

◇全私学連合 10月以降の動向として、CO2排出削減見込み量の算出について
報告

◆平成20年3月28日

平成20年度から平成24年度までの第1約束期間に入ることを踏まえ、京都議定
書目標達成計画を全部改定し、閣議決定。

同閣議決定には、全私学連合の計画内容及びCO2排出削減見込み量も掲載。

環境自主行動計画

平成19年10月31日 申し合わせ

全 私 学 連 合

（ 日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会 ）

【目標】

教育や研究の内容に応じて、CO₂排出量が、2007年度を基点として、2008年度から2012年度の間において、毎年度、前年度比でマイナス1%^(注)になるよう、削減のための努力をするとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた様々な取組みを行う。

(注) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)第5条第1項の規定に基づく“工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準”を定めた経済産業省告示第65号(平成18年3月29日)の「IIエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」に規定されている事業者ごとの努力目標を参考とする。

【対策】

- 各私学団体は、CO₂排出量削減に向けた各私立学校の取組みを積極的に奨励・支援するとともに、地球温暖化対策に関する各種の啓発活動・情報提供等と、結果等のフォローアップについても、行政とも協力しながら継続して行う。
- 私立学校は、学内の省電力化、ペーパーレス化、省エネルギー、緑化等の取組みに加えて、教育研究を行う学校の特性を有効に活用することにより、学生・生徒等に対する地球温暖化対策の必要性の啓発、大学等における環境保護技術の研究促進などを通じ、将来にわたる地球温暖化対策に大きく貢献する。

京都議定書目標達成計画

(平成17年4月28日 策定)

(平成18年7月11日 一部改定)

平成20年3月28日 全部改定

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

B. 業務その他部門の取組

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

2008年3月末時点で、産業部門においては50業種、業務その他部門においては32業種、運輸部門においては17業種、エネルギー転換部門においては4業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

産業部門：50業種

（ビール酒造、たばこ製造、製薬、スターチ・糖化製品、乳業、清涼飲料、パン、てん菜糖、冷凍食品、植物油、菓子、精糖、食肉加工品、製粉、コーヒー、即席食品、醤油、缶詰、マヨネーズ・ドレッシング、鉄鋼、化学、製紙、セメント、電機・電子、自動車部品、自動車、鉱業、石灰製造、ゴム、染色、アルミ、板硝子、ガラスびん、自動車車体、電線、ベアリング、産業機械、伸銅、建設機械、石灰石鉱業、衛生設備機器、工作機械、石油鉱業、産業車両、建設、住宅生産、造船、船用機器、鉄道車両、舟艇）

業務その他部門：32業種

（銀行、生命保険、損害保険、電気通信事業、テレコムサービス、民間放送、日本放送協会、ケーブルテレビ、衛星放送、学校、生協、加工食品卸売、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店、家電量販店、DIY、情報サービス、チェーンドラッグストア、商社、LPガス、リース、倉庫、冷蔵倉庫、ホテル、国際旅館、国内旅館、自動車整備、不動産、産業廃棄物処理、新聞、ペット小売）

運輸部門：17業種

（船主、トラック、定期航空、内航海運、旅客船、タクシー、バス、民営鉄道、JR東日本、JR西日本、JR東海、港湾運送、JR貨物、JR九州、JR北海道、通運、JR四国）

エネルギー転換部門：4業種

（石油、電気、ガス、特定規模電気事業者）

合計：103業種

※ 今回（平成20年3月）の本計画改定に当たり自主行動計画の削減効果の算定に含めた対象は、これら103業種のうち、政府による効果算定（同年2月8日）以降に計画の新規策定や定性的目標の定量化が政府の関係審議会等において確認された業種等を除いた85業種（産業部門：49業種、業務その他部門：19業種、運輸部門：14業種、エネルギー転換部門：3業種）。

別表1 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

B. 業務その他部門の取組

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

(業務部門の業種)

文部科学省所管業種			
【業種(計画策定主体)】	【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】
全私学連合	CO2排出量	2007年度	年率▲1%

「幼稚園における学校評価ガイドライン」の策定

文部科学省では、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を策定し、平成二十年三月二十五日付で各都道府県知事、教育委員会等に通知しました。本ガイドライン策定の趣旨及びポイント・内容は以下のとおりです。

I. 「幼稚園における学校評価ガイドライン」策定の趣旨

○平成十九年六月に学校教育法が改正され、同年十月に省令改正を行い、以下について規定

①各学校が自己評価を実施・公表すること

②各学校が保護者など学校関係者による評価の実施・公表に努めること

③各学校が自己評価・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

○主に市区町村立の義務教育諸学校を対象に「義務教育諸学校における

学校評価ガイドライン」が平成十八

年三月に作成され、平成二十年一月には「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成されており、幼稚園において、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を策定した。

II. ガイドラインのポイント

○「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準じて作成。

○幼稚園は、教科教育ではなく、入園の選択幅が大きく、規模が比較的小さい等の特徴を考慮して作成。

①幼稚園の教育は、環境を通して総合的に行っていることや、子育て支援や預かり保育を行っている

ので、評価項目等について、教育課程、子育て支援、預かり保育等、幼稚園独自の視点の例を記載。

②保護者や地域住民が理解しやすいように公表を行う必要がある

ため、自己評価結果を公表するためのシートの例を参考に記載。

③各幼稚園が速やかに学校評価を実施することができるよう、学校評価の進め方のイメージをコンパクトに提示し、実施の目安となる時期などを記載。

III. ガイドラインの内容

1. 幼稚園における学校評価の特性

○幼稚園の教育は教科教育ではなく環境を通して総合的に行うものであること、私立幼稚園が多く選択の幅が大きいこと、小中学校に比較して規模が小さいものが多いことなどの特性があるので、幼稚園において学校評価を行う際には、こうした特性を踏まえる必要がある。

2. 学校評価の目的・定義と流れ

○「学校は、教育活動その他の学校の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることに

より、その教育水準の向上に努めなければならない。」とされていること。

3. 学校評価の実施・公表

(1) 自己評価

(2) 学校関係者評価

(3) 評価結果の公表・説明

・各学校は、学校評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、園だよりへの掲載などの方法により広く保護者に公表すること。

(4) 設置者への報告と支援・改善

・各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出すること。

・設置者は、学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行うこと。

4. 積極的な情報提供

○学校は、保護者や地域住民等の学校に対する理解を深め、連携協力を推進するために、学校の基本的な情報を積極的に提供すること。

(幼児教育課)

東京都からのおたより

「養成校との交流会」を開催



都の花・ソメイヨシノ

本連合会では毎年二月に、東京をはじめ近県の教員養成校に声を掛け、「養成校との交流会」を開催しています。大学、短大、専門学校計約五十数校、幼稚園園長約七十数人、合わせて百五十人程の参加者で、第一部はテーブルごとに話し合い、第二部では軽食の立食形式での情報交換などが行なわれます。

回を重ねるうちに双方の距離感が縮まり良好な関係が作られつつあり、幼児教育の重要性と人的資質の確保・向上を共に認識し、活発な意見交換、情報提供、さらには幼児のために質的環境の保証について智恵を出し合うなど、求人採用に限らない話題にまで及ぶこともあります。学生の就職は全体として、幼稚園と保育所半々と言える状況のようですが、近年の傾向として幼稚園を敬遠し「楽な」保育所を志望する学生が増えつつあるのも事実だそうで

す。「一人でクラスを担当するのは大変」「長く勤められない」など、マイナスイメージが一人歩きしているようです。交流会では、幼稚園に対するイメージアップを図る意味合いもあり、その効果は徐々に得られていると感じます。

目的意識が明確でない、落ち込みやすい、挫折に弱い、自信がない、粘り強さがない、諦めが早い等、今の学生の傾向だそうで、内定後の研修期間中や本勤務時にトラブルに発展してしまうケースも散見され、内定を辞退したり出勤拒否したり、内定の取り消しの例もあるそうです。これらの点については幼稚園側にも是正すべき点がいくつかあり、連合会で呼びかけ情報提供や研修などの場で改善方を呼びかけお願いしています。(東京都私立幼稚園連合会常任理事、世田谷区・育成幼稚園／柏原寛昭)

本連盟では毎年、幼児の素晴らしき感性と創造性、そしてその成長過程を広く一般にも認知していただくために、また、私立幼稚園が今日のに担っているさまざまな社会的役割をアピールする場として「京都府私立幼稚園かいが展」を開催しています。そして今年も恒例の京都高島屋において、本年一月二十三日～二十八日の六日間で延べ約二万四千人の入場者を迎えました。メインテーマ「だいすき！みんなのちきゅう！輝く笑顔のために」のもとエコに視点をあてて構成を考えました。自然木のオブジェを通りペトボトルで作った大トンネルをくぐって地区コーナーや絵画展示コーナーへ旅するという設定です。

行政區ごとの加盟園の年長児が共同製作する地区コーナーでは、「未来に残したい地球上のいろいろな風景」をサブテーマに、里山の風景や子どもたちの夢あふれる未来の町、生き物いっぱい海などダイナミックな立体製作が完成しました。また、各園が均等数出品する絵画展示コーナーは一千百十三枚を展示し、ビデオや写真撮影をしたり園児が絵についてお話しをするなど、ほほえましい場面を多く見かけました。イベントスペースでは、訪れた子どもたちが好きな絵を描いて壁面の虹を飾り、その虹をバックに有志の先生方のバンド演奏をしました。また研究部の事業として「お母さんのためのミニ講座」も行なっています。航空写真を使って加盟園の位置を示したり園児がエコ活動に取り組み写真を配した幼稚園紹介コーナーも設け、加盟園が力を合わせて取り組んだことの実感できる「かいが展」になったと思います。(京都府私立幼稚園連盟理事、亀岡市・安町幼稚園／野波雅紀)



都の花・シダレザクラ

第45回京都府私立幼稚園かいが展

京都府からのおたより

編集

後記

卒園式を終え、

年度末から新学期が始まり、新入園の子どもたちを迎えるこの時期はどこの幼稚園でも目の回るような忙しい時期です。新学期もなんとかスタートできてほっとしている園長先生方も多いことでしょう。◆最近の私幼時報は情報も満載で、各号のページ数も以前に比べて多くなっています。改訂される幼稚園教育要領が告示されました。今年の実施に向けての研修会なども行なわれることと思います。教員免許更新新制度も平成二十一年度実施に向けての試行事業が今年から一部で始まります。これからも本誌ではこれら重要な情報を皆様に分かりやすく発信していきます◆私幼時報は、全日私幼連加盟幼稚園に配布のほか、幼稚園外にも送付されています。私立幼稚園にご理解いただいている政治家、関係する都道府県の部局などで。本誌の記事関連で問い合わせを受けられることもあり、それだけに全日私幼連の立場や動向を内外に正確に伝える使命を担っています。

(調査広報副委員長・野澤達也)



ISBN978-4-577-80313-4 10501

フレール館創立100周年記念出版

THE保育-101の提言-vol.1

無藤 隆/編著 2,100円(本体2,000円)
26×19cm 210ページ

あらゆるジャンルの専門家、先駆者たちから届いた保育への提言。これからの保育を考えていくためのヒントが詰まった1冊。

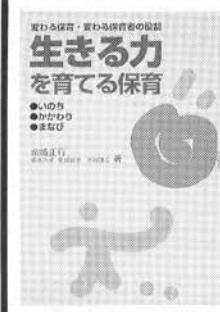
100th 80th anniversary

続刊予定 vol.2...2008年12月刊行予定
vol.3...2009年12月刊行予定

本社:〒113-8611 東京都文京区本駒込6-14-9
(03)5395-6608 営業総括部 (03)5395-6613 出版営業部

フレール館 <http://www.froebel-kan.co.jp/>

【豪華執筆陣】
小柴昌俊(物理学者)
椎名誠(作家)
田原総一郎(ジャーナリスト)
服部幸應(料理評論家)
坂東眞理子(評論家)
日野原重明(医師)
やなせたかし(絵本作家)
ほか多数



ISBN978-4-434-20000-0

変わる保育・変わる保育者の役割

生きる力を育てる保育

新時代の保育者のバイブル!

- ★ 事例が具体的だから読みやすい!
- ★ Q&A形式で理解しやすい!
- ★ さらに詳しい情報も満載!

【いのち・かかわり・まなび】
3冊セット・ケース入り
A5判・各巻92ページ
定価2,900円(税込み)
柴崎正行・青木久子・岩崎婉子・平山許江共著

世界文化社

〒102-8187 東京都千代田区九段北 4-2-29

☎03-3262-5128(営業部)

【新刊!】

幼児期から児童期への教育

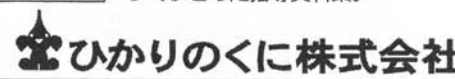
国立教育政策研究所
教育課程研究センター/編
A5判 定価 本体600円(税別)

幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。

幼稚園における 道徳性の芽生えを培うための事例集

文部科学省/編
A5判 定価 本体130円(税別)

乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方と指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。



ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表